別表六の二（十八）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の6第7項及び第8項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（十八）　生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

円

各連結法人における計算	個別所得金額 （個別所得金額がない場合は0）		1	
	調整前連結税額の個別帰属額 (18)×(1)/(16)		2	
	取得価額の合計額 （別表六の二(十八)付表「9」の合計）		3	
	同上のうち建物及び構築物に係る額		4	
	(3)のうち別表六の二(十八)付表「6」が特定期間内であるものに係る額		5	
	同上のうち建物及び構築物に係る額		6	
	税額控除限度額の計算	特定期間分以外 (((3)−(4))−((5)−(6)))×4/100 +((4)−(6))×2/100	7	
		特定期間分 ((5)−(6))×5/100+(6)×3/100	8	
		税額控除限度額 (7)+(8)	9	
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (19)×(1)/(17)	10	
		個別帰属額基準額 (2)×20/100	11	
		法人税額基準額 （(10)と(11)のうち少ない金額）	12	
各連結法人の合計額の計算	当期税額控除可能額 （(9)と(12)のうち少ない金額）		13	
	調整前連結税額超過構成額 (21)×(13)/(20)		14	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (13)−(14)		15	
	連結所得の金額 （別表四の二「56の①」）		16	
	特定生産性向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 （取得連結法人の(1)の合計）		17	
	調整前連結税額 （別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		18	
	総調整前連結税額基準額 (18)×20/100		19	
	当期税額控除可能額の合計額 （各連結法人の(13)の合計）		20	
	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(二十一)「29の②」）		21	
	法人税額の特別控除額の合計額 (20)−(21)		22	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）